

出題趣旨・採点基準（民事訴訟法） 配点50点

本問は訴訟無能力制度（本問では成年被後見人の訴訟上の地位であり、これについては民訴法31条を参照）の基本的な理解を問うものである。第2回口頭弁論期日におけるAの陳述は、自白の撤回としての意味もあるが、自白の撤回の可否を論ずる前に、Aによる追認と追認拒絶がどのような効力を有するかが検討されなければならない。一般に、訴訟無能力者がした訴訟行為については、権限を有する者による追認が可能ではあるが、訴訟法律関係の安定の観点から一部追認はできない、と解されている。そして、訴訟無能力者の保護は、相手方の知不知等の態様を問わない絶対的なものであるため、追認権者が一部のみの追認をした場合には、全部について追認を拒絶したものとみなされる。また、相手方の態様を問わない絶対的なものであることから、訴訟無能力者の保護については禁反言などの信義則による制約が働かない（ただし、追認権者が追認の拒絶をすることなく、訴訟行為を行った場合には、追認の擬制が働く）。したがって、本問におけるAの陳述は、Xのした全ての訴訟行為（訴状の送達受領等の受動的な行為を含む）について、追認拒絶の効果を生ずる。その結果、受訴裁判所は、訴状の送達（民訴法102条1項により、Aを名宛人として実施される）から、手続をやり直さなければならない。また、Xの第1回口頭弁論期日における自白は、無効であるため、その撤回の可否を論ずる必要がない。

以上の問題構造を的確に把握できているかが、本問の成績評価における最大のポイントである。